

高知県国民健康保険団体連合会

「健康教育教材貸出要綱」

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、高知県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）において、国保保険者等が行う被保険者等の健康教育等に用いるため、健康教育教材を貸出しする場合の必要な事項を定める事を目的とする。

(貸出しする物品)

第 2 条 貸出しする物品は、健康教育教材一覧表に定められたものとする。

(借入れの申し込み)

第 3 条 健康教育教材の借入れを受けようとするものは、健康教育教材借入申込書を提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第 4 条 連合会は、前条の申込書を審査し、その結果を申込者に通知する。（借入れ希望日が、重なった場合は、申込順により優先順位を決定する。但し、国保保険者を優先。）

(貸出し期間)

第 5 条 貸出し期間は、原則として 5 日以内とする。但し、借受人があらかじめ連合会の承認を得た場合はこの限りでない。

(借受けの方法)

第 6 条 借受人は、借入れを受けようとする健康教育教材の受領にあたっては原則として、連合会においてこれを受取り、借受け期間終了のときも連合会に返納しなければならない。

(使用上の注意)

第 7 条 借受人は使用にあたり、紛失または、毀損しないよう、細心の注意を払わなければならない。

(損害弁償)

第 8 条 借受人が、当該健康教育教材を紛失または、毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害額は、連合会理事長が定める。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、健康教育教材の貸出しについて必要な事項は、連合会理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。